

看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

晴生会さっぽろ病院における看護師による特定行為について

当院では、令和6年11月から特定看護師が特定行為を実施します。対象となります患者様には事前に医師からご説明の上実施させていただきます。皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

看護師による特定行為とは

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実践可能な診療の補助行為であり、特定看護師（特定行為看護師）といいます。

特定看護師による特定行為を実践するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することです。また、患者さんやご家族の立場に立った説明ができ、【治療】と【生活】の両面から支援することができます。

入院患者、ご家族様への案内

当院では、令和6年11月から特定看護師が特定行為を実施します

特定看護師とは
厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成され、医師があらかじめ作成した手順書（指示）に従い、特定行為を行う看護師です。

高度かつ専門的な知識と技術を身につけています

患者さんの状態を見極めタイムリーな対応ができます

「治療・生活」の両面から患者さんを支えます



特定行為に関するご質問・ご相談等のお問い合わせは、
病棟師長又は相談窓口までお申し出下さい

医療法人晴生会
晴生会 さっぽろ病院

特定行為に関する包括同意について

特定行為については、個別の行為ごとに同意を得ることなく入院の同意をもってご了承（包括同意）いただいております。特定行為への同意はいつでも拒否することができます。ご同意いただけない場合は、看護師へお申し出ください。また、拒否したことにより、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

特定行為の実施について

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	・胃ろうカテーテル交換、胃ろうボタンの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理)関連	・中心静脈カテーテルの抜去
創傷管理関連	・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正

特定看護師における制度や内容について詳しくお知りになりたい方は以下をご確認ください。

特定行為に係る看護師の研修制度：厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>（外部リンク）

特定行為研修制度とは：日本看護協会 看護師の特定行為研修制度ポータルサイト

<https://portal.tokutei-nurse-council.or.jp/about/>（外部リンク）